三　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に規定する基準を満たしていること。

五　この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の八第一号中「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等基準第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等基準第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第四号中「及び指定障害福祉サービス等基準」を「並びに指定障害福祉サービス等基準」に改め、「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等基準第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

第三条　厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第二十七号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第二項第一号及び第三項並びに土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）第十条の規定に基づき、土地家屋調査士法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

平成二十八年一月十八日

法務大臣　岩城　光英

一　実施法人　日本土地家屋調査士会連合会

二　名　称　第十一回土地家屋調査士特別研修

三　期　間　平成二十八年二月五日から同年四月二日まで

四　内　容　基礎研修、グループ研修、集合研修、総合講義及び考査を実施する。

○厚生労働省告示第六号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十八年一月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

在宅就業支援団体の名称	変更前の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	変更後の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人進和学園	神奈川県平塚市上吉沢一五二〇―一 神奈川県平塚市高根二七七	神奈川県平塚市上吉沢一五二〇―一 神奈川県平塚市高根二七七 神奈川県平塚市桃浜町二―三六 神奈川県平塚市平塚二―七―四	平成二十八年一月一日

○農林水産省告示第六十九号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年一月十八日

農林水産大臣　森山　裕

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Rhododendron L.	アルタイル	株式会社赤塚植物園 三重県津市高野尾町1868－3	第29286号 平成27年11月9日
〃	パープルレインボー	〃	第29287号 平成27年11月9日
〃	ラプコール	〃	第29288号 平成27年11月9日
〃	シャイニングリップ	〃	第29289号 平成27年11月9日
Rosa L.	メルミペヘン	有限会社メルヘンローズ 大分県玖珠郡玖珠町大字岩室1376番地	第27437号 平成27年11月9日
Schlumbergera Lem.	PKMSchlum04	GARTNERIET PKM A/S Slettensvej 215, Anderup, 5270 Odense N, Denmark	第28910号 平成27年11月30日